

各委員から頂いた意見書

(中央環境審議会地球環境部会)

浅岡委員	2
永里委員	6

「地球温暖化対策の選択肢の原案」について

2012年6月13日

委員 浅岡美恵

1、2013年以降の地球温暖化対策とエネルギー基本計画の見直しについて

(1) 基本問題委員会におけるエネルギーミックス議論との連携の課題

2013年以降の地球温暖化対策の策定は、福島原発事故前からの緊急の課題であったが、原子力政策の見直しにかかるエネルギー基本計画の改定と重なり、エネルギー環境会議において国民に選択肢案を提示するなかで温暖化対策が検討されることになった。これは、これまで地球温暖化対策が原発拡大に依拠する政策がとられてきたことからの転換の機会ともなった点では歓迎される。

福島第1原子力発電所事故を経験して、「原子力発電への依存度をできる限り低減する」との政府の当初方針は、多数の国民に受け入れられてきた。しかし、具体的には、必ずしも明確な現状からの低減を意図したものとはいえず、基本問題委員会等での議論でも原子力比率をめぐって混迷し、時間を浪費してきた。また、エネルギー需要予測を大きく見積もり、温室効果ガスの削減目標を2030年で20～30%削減という不十分なレベルにおいた枠組みでの選択肢の検討となり、結局のところ、基本問題委員会においては、電力供給における原子力比率と再生可能エネルギー割合や温暖化対策の強度を反比例的にとらえ、化石燃料のなかで石炭比率を高く設定していることは残念である。

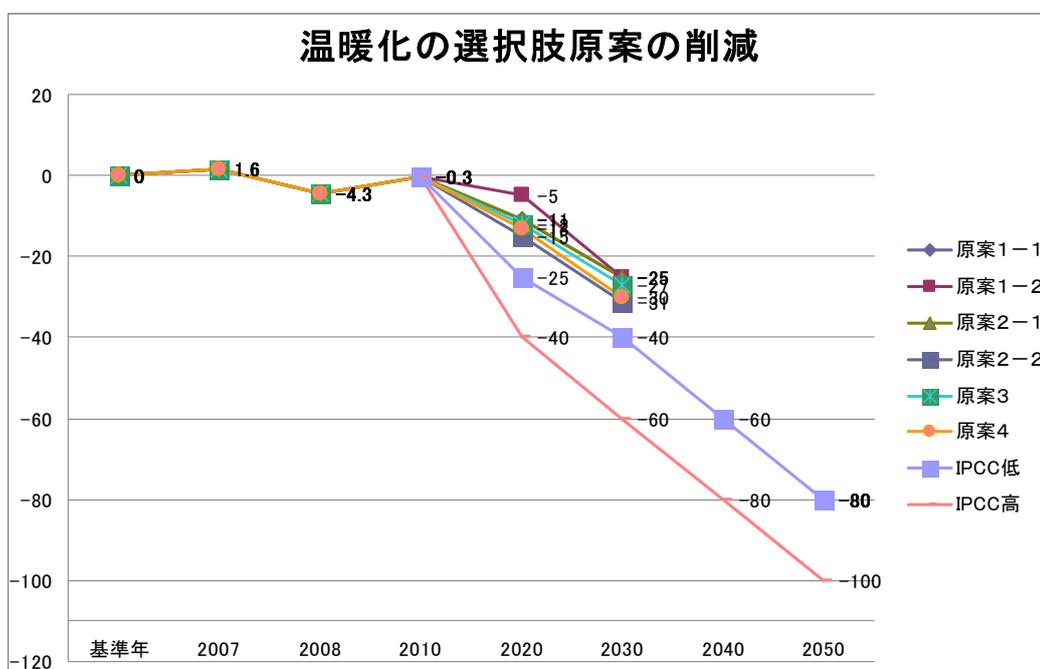
これに対し、大枠のエネルギーミックスにおける制約の下ではあるが、中環審では、地球温暖化対策の視点から、CO2排出原単位の小さい天然ガスへのシフトをより明確にし、火力発電所について「石炭火力発電所」の比率を制限する視点を提起してきた。政府のエネルギー環境会議に対して、この視点を特に、指摘すべきである。

(2) いずれの選択肢も、温暖化対策として不十分

しかしながら、上記の制約のために、2020年、2030年ともに、高位の対策とされるものも、気候変動問題への日本の削減量として全く不十分なものとなり、2020年に25%削減（1990年比）を達成するための選択肢がないのは問題である。

国際交渉においては、各国に、2013年以降の温室効果ガスの削減目標の引き上げが焦点となっている。日本がこの要請に全く応えられないばかりか、これまでの国際公約である25%削減目標を達成する努力を尽くそうとしなければ、京都議定書第二約束期間から離脱したのはそのためと評価され、国際社会におけるわが国の信用を深く傷つけられるであろう。

もともと、エネルギー基本計画における経済モデル分析と整合させるとの前提のため、鉄鋼などの素材生産量や輸送量などで現実性を欠いた過大な需要量を想定するマクロフレームを前提とし、省エネレベルを小さく一律で見込み、さらに温室効果ガス削減量を小さく設定したもので、こうした試算における当然の結果に過ぎない。



(3) どの原発比率においても、高位の省エネ、再エネ、火力発電のCO2削減対策が必要

今回、中環審の選択肢原案において「高位の対策」と位置づけられているものも、欧州などでは既に実施されている対策が多いなど、「高位」とはいえない。これを高位とするのであれば、「最高位」の対策を設定する必要があるといえる。とりわけ、産業・発電部門の対策のレベルが不十分で、削減量も小さく、更なる削減の余地があるとも度々、指摘してきた。

今回の原案は、技術的なポテンシャルを積み上げた結果として受け止めるが、25%削減が不可能なのではなく、モデルにおいて想定していないと

いうものである。これらのモデル分析の数値自体に特段の意味があるものではなく、費用効果的にリアリティがないと断ずることも適切でない。

選択肢原案では、2℃目標や2050年までに90年比80%削減すべきとの科学の要請を受け入れている。2050年目標に整合させるためには、地球温暖化対策は、原発比率にかかわらず、積極的に、高位の対策を早期にとっていくことが重要である。このことを政府全体で認識して、具体的な取り組みにしていく必要がある。とりわけ、基本問題委員会選択肢(1)だけでなく、(2)も新增設はなされず、原発への依存度をゼロにしていくものであり、高位の対策が不可欠である。

即ち、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度の地域での実施はもとより、その他の実効性ある対策施策をさらに前倒しで実施し、実効性のある税や国内排出量取引制度、建築規制など実効性ある政策を導入し、より高い目標を設定すべきである。

(4) 対策政策を継続的に見直し、深化させていくプロセス

また、世界全体で低炭素を基盤とする経済に大きく移行しており、技術的可能性や政策も日進月歩である。2013年以降の温暖化対策の計画を速やかに策定し、2,3年毎にも国内外の状況の変化に対応させて精査し、これを深化させていくことが重要である。

2、地球温暖化対策による経済効果を一層高める政策支援が必要

(1) 高位の対策は対策のための投資を必要とするため、目先において費用が目立つことになる。しかし、現在世代及び将来世代のために、今、必要とされているのは、中長期的に大きく転換していかなければならない原子力から再生可能エネルギーへの転換、低炭素型産業構造への転換、低炭素型民生・運輸インフラへの転換のための国民全体の投資と、その投資を将来的に回収可能なものとしていくことである。そのために政策措置が求められている。

(2) 今回の試算において、そうした投資を誘導する政策を伴うことによって、将来世代に責任をもつべき温暖化対策としての効果だけでなく、大阪大学伴教授や国立環境研究所から示唆されたように、再エネ、省エネ関連での民間投資が促され、関連産業での経済的好循環を誘引し、技術開発も推進し国際競争力を高め、多様な雇用を拡大し、一次産業に追加的所得をもたらし、現在世代の国民の生活の質の向上にも資するものであることが確認

されたことは重要である。これらは、欧州などで10数年前から提唱され、実際の成果として形となって現れているものである。

- (3) そのためには、期待される対策をとる行動を促し、誘導する政策が必要である。再生可能エネルギー固定価格買取制度は実施段階にあるが、これに加え、税や国内排出量取引制度、建築規制等は、こうした投資を促す駆動力となる。こうした仕組みなくして民間の環境投資を誘導することはできない。民間投資には国民的議論と投資回収が可能となる仕組みが必要である。そのためにも、国民的議論を経て、原子力依存度の低減目標及び温室効果ガス削減目標を決定し、実行計画を策定し、これらを法定し、具体的に実施を進めつつ、継続的に深化させていくことが重要である。

2013年以降の対策・施策に関する報告書(案)についての国民的負担を考慮した意見

2012年6月13日

委員 永里善彦

日本はこの20年、GDPが殆ど増えていない。国のとるべき政策は、デフレ経済からの脱却であり、成長経済への舵取りである。パイを大きくして雇用を増やし、税収をあげ、国債残高を減少させたい。成長にはエネルギーが必要で、一般的に、エネルギーの使用は、温室効果ガスを増大させる。

中央環境審議会地球環境部会は、もとより地球温暖化対策を考える部会ではあるが、上記のことを考えれば、先進国の国民と同程度の国民負担で、地球温暖化対策を打つべきであり、国民生活を大きく犠牲にするような案を出すべきではない。

したがって、「エネルギー・環境会議」へ選択肢を提示する以上、国民生活への負担を明示したうえで提出すべきである。

エネルギーと環境は表裏一体であり、エネルギーセキュリティを考え、かつ、安定したエネルギー電源を採用しながら、温室効果ガスを削減するという困難な課題の対策を考えなければならない。

そこで、日本が率先垂範して、世界に向けてなすべきことは、日本の優れた技術を世界に広め、地球規模で温室効果ガスを減少させることであり、それが地球益になり、また国益と合致する。

エネルギー転換部門における化石燃料のクリーン化や分散型電源等、国内排出量取引制度、海外における排出削減について十分な検討が行われたとは認識していない。いたずらに国富を流出させないような検討を更に深めるべきである。

以上